

## 桶川市居住安定援助計画の認定等に係る事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく居住安定援助計画の認定等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (居住安定援助計画の認定等の手続)

第2条 居住安定援助計画の認定等の手続のうち、この要綱に定めのないものは、国土交通省及び厚生労働省が整備した居住サポート住宅情報提供システムにより行うものとする。

### (居住安定援助計画に添付する書類)

第3条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省、国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）第8条第1号の間取図に表示する規模及び設備の概要は、次に掲げるとおりとする。

(1) 寸法及び面積（壁芯により算定したもの）

(2) 台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室の位置

(3) 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場の位置

2 共同省令第8条第2号の概要図に表示する居住安定援助の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、居住安定援助を事業者に委託して行う場合は、委託契約書又は委託契約書の案を添付するものとする。

(1) 1日1回以上の安否確認の事業実施計画及び対応フロー並びに機器による安否確認を行う場合は、機器の概要

(2) 1月に1回以上の見守りの事業実施計画

(3) 福祉サービスへのつなぎの事業実施計画、つなぎ先リスト、公的機

関以外のつなぎ先事業者の同意書及び見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

(居住安定援助計画の認定の通知)

第4条 市長は、法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(居住安定援助計画の変更の通知)

第5条 市長は、法第44条第2項の規定において準用する法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(事業廃止の公示)

第6条 共同省令第23条第2項の規定による公示は、市ホームページにおいて公開することをもって行うものとする。

(地位の承継の承認の通知)

第7条 市長は、法第45条の承認の通知は、共同省令第25条の規定により行うものとする。

(改善報告の求め)

第8条 市長は、法第49条の規定による定期報告があった場合において、当該報告のあった事項に指摘があるときは、居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する通知書（様式第3号）により改善の報告を求めるものとする。

2 前項の規定による改善の報告の求めに対する報告は、居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する改善報告書（様式第4号）により行うものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認の通知)

第9条 市長は、共同省令第32条の申請書の提出があった場合における法第50条第1項の承認をしたときの通知は、目的外使用に係る承認通知書（様式第5号）により行うものとする。

(申請取下届等)

第10条 法第40条第1項の認定、共同省令第22条第1項の変更認定及び共同省令第24条の承認並びに共同省令第32条の承認の申請(次項において「認定又は承認の申請」という。))を取り下げようとする者は、申請取下届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、認定又は承認の申請があった場合において、当該申請が認定又は承認の基準に適合しないと認めるときの申請者への通知は、(居住安定援助計画・地位の承継・目的外使用)の(認定・変更認定・承認)しない旨の通知書(様式第7号)により行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第11条 法第54条第1項の規定による報告の求めに対する報告は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定による報告書(様式第8号)により行うものとする。

2 市長は、法第54条第1項の規定による立入検査を実施するときは、あらかじめ認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者(第5項において「管理受託者」という。)に対し、立入検査実施通知書(様式第9号)により通知するものとする。ただし、急を要する等の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 法第54条第3項の規定において準用する法第33条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第10号)のとおりとする。

4 前項の立入検査員証は、立入検査員証交付台帳(様式第11号)により管理するものとする。

5 市長は、立入検査を行ったときは、認定事業者又は管理受託者に立入検査結果通知書(様式第12号)により検査結果を通知するものとする。

6 前項の規定による通知により改善を求められた者は、立入検査結果改善報告書(様式第13号)により、改善結果を市長に報告するものとする。

る。

(改善命令)

第12条 市長は、法第55条の規定による改善命令の通知は、改善命令書（様式第14号）により行うものとする。

2 前項の命令により改善を求められた者は、命令事項改善報告書（様式第15号）により改善結果を市長に報告するものとする。

(計画の認定の取消しの通知)

第13条 共同省令第38条の規定による公示は、市ホームページにおいて公開することをもって行うものとする。

2 市長は、法第56条第3項の規定による通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第1項の規定により通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

桶川市長



### 居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定により認定したので、同項において準用する同法第43条第1項の規定により通知します。

### 記

- 1 変更認定年月日
- 2 認定番号
- 3 変更内容

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書について、下記の不都合がありますので、改善状況を報告してください。

記

認定番号	
指摘事項	
報告期限	

担 当：  
電話番号：

年 月 日

桶川市長

（賃貸人）

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））  
認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書に関する改善報告書

年 月 日付け 第 号の指摘事項について、下記のとおり改善状況を報告します。

記

認定番号	
指摘事項	改善状況

第 年 月 日 号

様

桶川市長



目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定による承認をしたので、通知します。

記

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の空室期間	
	定期建物賃貸借の契約期間	

様式第6号（第10条第1項関係）

年 月 日

桶川市長

（申請者）

住所又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

申請取下届

さきに提出した 申請を取り下げたいので、桶川市居住安定援助計画の認定等に係る事務取扱要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

申 請 年 月 日	
申 請 種 別	
理 由	

第 号  
年 月 日

（申請者）

住所又は主たる事務所の所在地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 氏 名 様

桶川市長



〔居住安定援助計画  
地位の承継  
目的外使用〕 の 〔認定  
変更認定  
承認〕 しない旨の通知書

年 月 日付で申請のあった については、審査の  
結果、下記の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律  
第 条第 項に規定する 〔認定  
変更認定  
承認〕 をしないこととしましたので、通知します。

記

理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桶川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桶川市を被告として（訴訟において桶川市を代表する者は桶川市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

桶川市長

(報告者)  
住所  
氏名  
電話番号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定による報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定により報告します。

なお、この報告書及び添付書類に記載の事項に相違ありません。

認定番号	

様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



立入検査実施通知書


住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定により、下記のとおり立入検査を実施するので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 検査日時
- 3 検査場所
- 4 その他

担 当：  
電話番号：

（表）

立 入 検 査 員 証	
第	号
<p>下記の職員は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定による立入り、物件の検査及び質問の権限を有する職員であることを証明する。</p>	
所属・職名	
氏 名	
令和	年 月 日
桶川市長	
	

（裏）

<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（抜粋）</p> <p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第54条 都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第33条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による立入検査について準用する。</p>
---



様式第12号（第11条関係）  
（指摘事項及び注意事項がない場合）

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



立入検査結果通知書

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定による立入検査については、文書で指摘する事項は認められませんでした。引き続き適正な運営に努めてください。

担当：  
電話：

(指摘事項及び注意事項がある場合)

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



立入検査結果通知書

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「指摘事項」については、速やかに必要な措置をとり、その結果を年 月 日までに改善報告書により提出してください。

なお、「注意事項」については、文書による報告は不要ですが、改善に取り組んでください。

記

認定番号	
指摘事項	
注意事項	

担当：

電話番号：

(指摘事項のみがある場合)

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



立入検査結果通知書

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「指摘事項」について速やかに必要な措置をとり、その結果を 年 月 日までに改善報告書により提出してください。

記

認定番号	
指摘事項	

担当：

電話番号：

(注意事項のみがある場合)

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



立入検査結果通知書

年 月 日に実施した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく立入検査については、下記のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「注意事項」について改善に取り組んでください。

なお、改善報告書を提出する必要はありません。

記

認定番号	
注意事項	

担当：

電話番号：

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

桶川市長

(認定事業者又は管理受託者)  
住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

立入検査結果改善報告書

年 月 日付け 第 号の指摘事項について、下記のとおり改善状況を報告します。

記

認定番号	
指摘事項	改善状況

様式第14号（第12条関係）

（表）

第 年 月 日 号

（賃貸人）

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

改善命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第46条から第48条までの規定に違反し、又は同法第51条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認められることから、同法第55条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命ずる。

年 月 日

桶川市長



記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 措置
- 4 事由
- 5 改善の期限

(裏)

## 教示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桶川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

### 2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桶川市を被告として（訴訟において桶川市を代表する者は桶川市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

桶川市長

（賃貸人）

認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））  
認定事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

命令事項改善報告書

年 月 日付け 第 号の指摘事項について、下記のとおり改善結果を報告します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 改善結果

様式第16号（第13条関係）

（表）

第 年 月 日  
号

様

桶川市長



居住安定援助計画認定取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第 項第 号の規定により、下記のとおり居住安定援助計画の認定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定取消年月日
- 4 理由

(裏)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桶川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桶川市を被告として（訴訟において桶川市を代表する者は桶川市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。